

四	三	二	一	○
發行方法	用振等替法の適	の法發号名條律行稱項及のび根及びそ拠記	平省令財務國債の發行告示第百五十五年五月二十九日より第一十	平行成二条件件等六十六年六月二十九日

債定特あ争争う札価振の以律社一法会一るた運十財十利
 市め別つ入入。格替適下へ債項律計号法め營四政八付
 場る参て札札に以を機用一平、及第に一律のに号法回
 特も加、と發よ下競関を振成株び二關第へ公必一
 別の者財同行「争は受替式第十す二平債要第昭
 參にご務時一發価に日け法等六十三る条成のな四和
 加よと大にと行格付本銀もとの二年法第二發財條二
 者るに臣行い競し銀もとの二年法第二發財條二
 .発応がわう以争て行のいう第十七條第一項四の一二
 第行募各れ。下入行ととしに四平並年特確項年
 I以限國る、「札わする。」十関項六十に律にをび律
 非下度債入価価「れ。」の十五條九特第關國財第
 價一額市札格格とるそ規する。第年別百する政三
 格国を場で競競い入の定法。第年別百する政三四

財務大臣（二十年）麻生太郎
 財務大臣（太百四）

六

イ
發

入価 入価・別債行争非者特国
 札格行札格第参市及入価・別債
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
 行争額行争非者特国発競I加場

五

口
イ
方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

法め當六つ定う額
 律のに億いにち面
 第公必二て基、金
 二債要千はづ財額
 条のな六、き政で
 第発財百額発法一
 一行源八面行第兆
 項のの十金し四九
 の特確万額た条百
 規例保円で利第五
 定にを、七付一十
 に關國財百國項四
 基する政七債の億
 づるた運十に規円

込募各当も各
 み限國ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を圃別応ち
 割内參募應
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 各の割高
 申應りい

發別にご務後格競
 行參よと大に競争
 一加るに臣行争入
 と者發應がわ入札
 い・行募各れ札發
 う第へ限國るの行
 。II以度債入募
 非下額市札入
 価一を場での
 格國定特あ決
 競債め別つ定
 争市る參てを及
 入場も加、しび
 札特の者財た価

七

ロイ
払

ハ

ロ

行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国
入 価 入 価 入 価 入 価	・ 別 債 札 格 札 格 札 格 札 格
札 格 第 参 市 発 競 金	第 参 市 第 参 市 第 参 市 第 参 市
發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 II 加 場 發 競 I 加 場

千 一	で た 条 特
三 兆	千 利 第 別
十 千	二 付 一 会
七 六	百 国 項 計
億 億	二 債 の に
九 六	十 に 規 関
千 千	億 つ 定 す
五 六	円 い に る
百 百	て 基 法
八 四	、 づ 律
十 十	額 き 第
四 万	面 發 四
万 円	金 行 十
	額 し 六

で た 条 特 三 は き 第 六 い に る 年 億 は き
千 利 第 別 十 、 發 六 億 て 基 法 度 八 、 發
三 付 一 会 万 額 行 十 八 は づ 律 予 千 額 行
十 国 項 計 円 面 し 二 千 、 き 第 算 二 面 し
三 債 の に 金 た 条 六 額 發 四 分 百 金 た 利
億 に 規 関 額 利 第 百 面 行 十 一 五 額 付
円 つ 定 す で 一 八 金 し 六 、 万 で 付
い に る 百 项 十 額 た 条 特 円 三 国 債
て 基 法 九 的 五 で 利 第 別 へ 千 債
、 づ 律 十 規 万 六 付 一 会 平 七 に
額 き 第 九 に 定 円 千 国 項 計 成 百 つ
面 發 四 億 つ に 、 百 債 の に 二 八 つ
金 行 十 四 い 基 同 九 に 規 関 十 十 い
額 し 六 百 て づ 法 十 つ 定 す 六 一 て

十
十
三
二

十
十
口
イ
一
發

九
八
ハ

の 経 利 入 價 · 別 債 行 争 非 者 特 国 入 價 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 價 · 別 債 札 格 行 行
込 利 發 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 發 競 價
み 子 率 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場 行 争 格 日

替 低 行 争 非 者 特 国
額 入 價 · 別 債
单 面 札 格 第 参 市
位 金 發 競 II 加 場

（一）年

む 十 式 は 一
も 号 に 、 募 ·
の に よ 払 入 五
と 規 り 込 決 パ
す 定 算 金 定 一
る す 出 額 の セ
。 る し に 通 ン
期 た 加 知 ト
日 金 え を
に 額 、 受
払 を 次 け
い 第 の た
込 二 算 者

錢 額 以 額 平 す 額 の 振 五 円 千
面 上 面 成 る の 記 替 万 二
金 の 金 二 。 整 載 法 円 百
額 そ 額 十 数 又 の 二
百 れ 百 六 倍 は 規 五
円 ぞ 円 年 の 記 定 五
に れ に 四 金 錄 に 億
つ の つ 月 額 は よ 八
き 応 き 二 に 、 る 千
百 募 百 十 よ 最 振 五
円 價 円 一 る 低 替 百
四 格 四 日 も 額 口 六
十 八 錢 の 面 座 十
錢 と 金 簿 万

十 十
七 六

償 償 後 第
還 還 の 二
金 期 利 期
額 限 子 以

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十四

初期利子

平成二十六年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出しあたる金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において同じ。）。規定する期日について同じ。）。

(二)

額面金額の総額 × $\frac{1.5}{100} \times \frac{32}{365}$

二十一
二十

扱者入扱元
込札場利
期參所金
日加支

日本銀行
財務大臣から通知を受けた者
平成二十六年四月二十一日